

後期高齢者医療制度 限度額適用認定証について

【自己負担限度額(月額)】

【現役並み所得者】

区分	所得要件	自己負担限度額		多数該当の自己負担限度額	入院時食事代の標準負担額(1食あたり)	認定証の種類
		外来	入院			
現役並所得者Ⅲ	住民税課税所得 690 万円以上	252,600 円+(医療費-842,000 円)×1%		140,100 円	490 円	認定証は必要なし
現役並所得者Ⅱ	住民税課税所得 380 万円以上	167,400 円+(医療費-558,000 円)×1%		93,000 円	490 円	限度額適用認定証
現役並所得者Ⅰ	住民税課税所得 145 万円以上	80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%		44,400 円	490 円	限度額適用認定証

後期高齢者医療制度 限度額適用認定証について

【自己負担限度額(月額)】

【現役並み所得者以外】

区分	所得要件	自己負担限度額		多数該当の 自己負担限度額	入院時食事代の標準負担額(1食あたり)		認定証の種類
		外来	入院				
一般Ⅱ	住民税課税所得 28 万円以上かつ以下に該当 ①同じ世帯に被保険者が1人の場合 → 「年金収入+その他の合計所得」が 200 万円以上 ②同じ世帯に被保険者が 2 人以上の場合 → 「年金収入+その他の合計所得」が 320 万円以上	以下のうちいずれか低い額 ①6,000 円+(外来医療費－30,000 円)×0.1 ②18,000 円	57,600 円	44,400 円	490 円		認定証は必要なし
一般Ⅰ	現役並所得者、一般Ⅱ、低所得者以外	18,000 円	57,600 円	44,400 円	490 円		認定証は必要なし
低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)	8,000 円	24,600 円	－	90 日以内の入院	230 円	限度額適用・標準負担額減額認定証
					90 日を超える入院	180 円	
低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方	8,000 円	15,000 円	－	110 円		限度額適用・標準負担額減額認定証